

## 2.1 旧基本構想の最終評価

バリアフリー基本構想の改定に向けて、旧基本構想策定後の社会情勢の変化や、事業の進捗状況及び区民意見を踏まえた事業種ごとの評価、区全体の取組の評価を最終評価としてとりまとめました。

最終評価の概要を以下に示します。

### 2.1.1 社会情勢の変化

旧基本構想の策定以降、バリアフリー法の改正や関連法の制定など、バリアフリーを取り巻く社会情勢が変化しています。

新たなバリアフリー基本構想では、これらの内容を十分に踏まえた検討が必要です。

#### (1) バリアフリー法の改正

平成30年にバリアフリー法が改正され、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明記して基本理念が示されるとともに、新たに「移動等円滑化促進方針（以下、マスタープラン）」の枠組みが設けられました。マスタープランでは、具体的なバリアフリー化事業の位置づけが困難な地区においても、多様な視点から方針を示すことができる枠組みとなっています。

また、令和2年の改正では、心のバリアフリーのさらなる推進（教育啓発特定事業の追加）やバリアフリー情報の収集に関する事項が明記されたほか、公共交通事業者に対するソフト基準（役務の提供）や利用者への広報・啓発など、ソフト施策に関する記載の充実が図られています。

さらに、各種移動等円滑化基準やガイドラインの改正も進められ、これに合わせて東京都の条例等も改正されています。

国の定める移動等円滑化の促進に関する基本方針は、令和7年度末までの各施設等のバリアフリー化の目標を定めていましたが、令和12年度までの目標が新たに示されていることについても留意が必要です。

## (2) 関連法の制定

旧基本構想策定後、平成 28 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」（令和 3 年の改正により合理的配慮の提供が義務化）、平成 30 年には「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（以下、ユニバーサル社会実現推進法）」、令和 6 年には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、認知症基本法）」が施行されるなど、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現の重要性はますます高まっています。

移動等の円滑化を促進することは、このような共生社会の実現のために大きな意義を持つものであり、ユニバーサルデザインの考え方に基づく整備を通じて活力ある社会の維持に寄与します。

また、令和 4 年に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」、令和 7 年に「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行され、誰もが必要とする情報を取得でき、円滑にコミュニケーションを図ることの必要性が認識されています。

## (3) 文京区の新たな条例の制定

本区では、令和 6 年に「文京区手話言語条例」及び「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」を制定しました。手話は言語であると認識するとともに、それぞれの障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に取り組むことにより、全ての人が障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指しています。

## 2.1.2 事業種ごとの評価

### (1) 総評

目標年次までの実施（短期・中期）を位置づけた事業は90%が完了または継続的に実施しており、事業は概ね計画通り進捗しました。

また、令和7年度以降に実施予定の事業を含むすべての事業では、28%が実施中または未着手となっております、これらの事業を引き続き推進する必要があります。

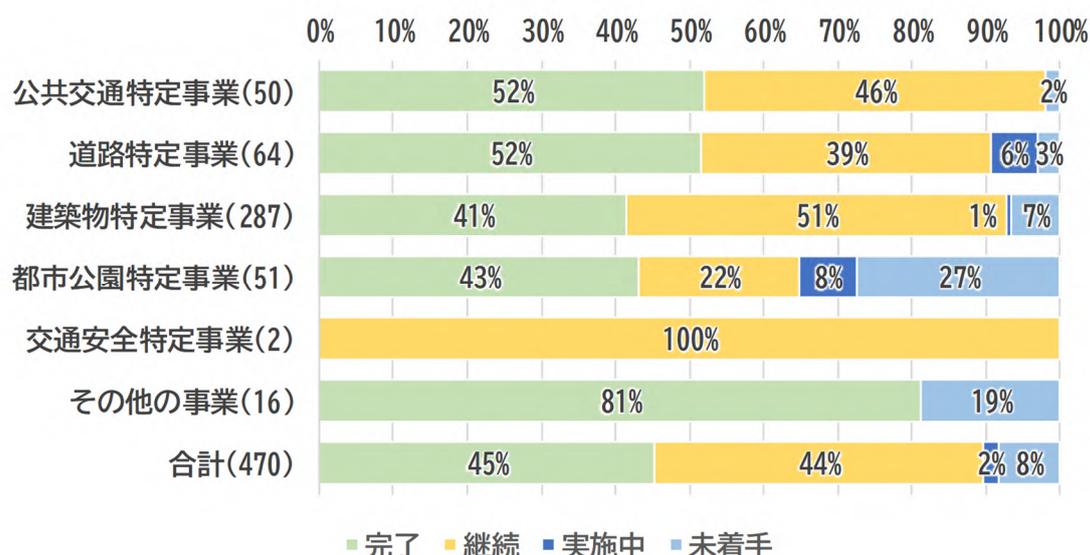


図 14 目標年次（令和7年度）までの実施を位置づけた事業の実施状況

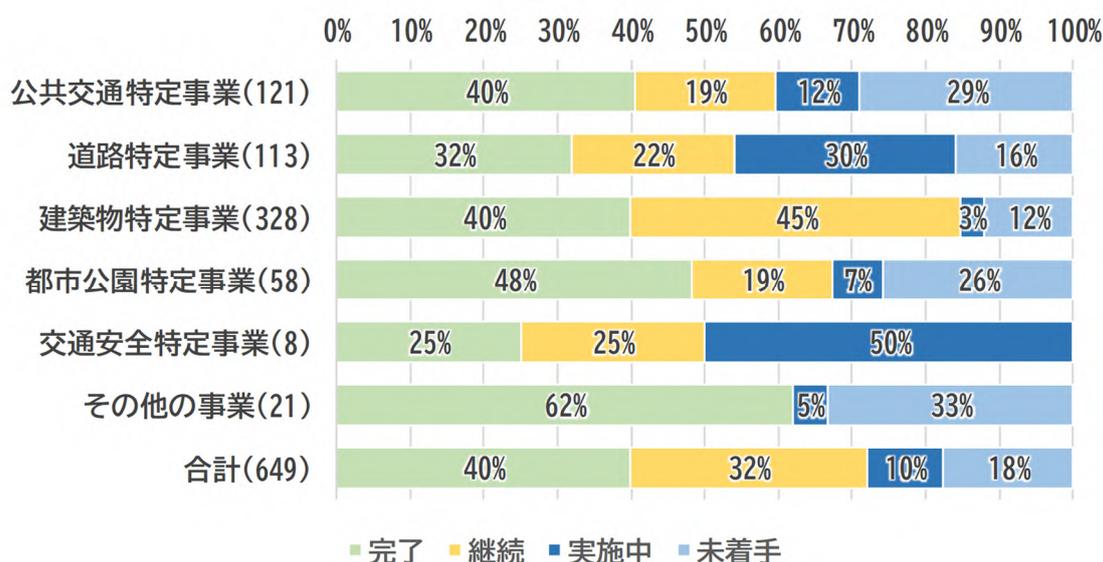


図 15 長期（令和7年度以降）実施予定の事業を含むすべての事業の実施状況

※グラフ中カッコ内は事業数。全683事業のうち、特定事業等の実施に向けた検討の結果、実現が困難と判断され実施しないこととした事業や、施設の閉館等の理由により予定事業を中止した34事業は集計対象外とした。

## (2) 公共交通特定事業

### <事業実施後の状況>

- 鉄道駅では、バリアフリー経路の整備・増設や、可動式ホーム柵の整備、車いす使用者用トイレの機能分散、案内表示の改善が進んだ。
- バスでは、より利用しやすい車両への代替に向けた検討や、上屋の新設・更新、バス停留所の案内の充実などが進み、利用者への啓発も継続的に実施されている。
- 公共交通の状況について、区民意見を10年前と比較すると、バリアフリーとして社会的に求められる水準が上がっていることが推察される。
- 鉄道駅の無人改札が増える中で、人的対応に対する区民のニーズが特に高まっている。

### <さらなる改善のための提案>

- 未完了の特定事業の着実な実施
- 共通の配慮事項・最終評価を踏まえた特定事業の充実
- ハード整備のさらなる推進（バリアフリー経路の2ルート目の確保や、無人改札口における多様な利用者に配慮した環境整備、一般トイレへのオストメイト対応設備の整備）
- 情報のバリアフリーのさらなる推進（公共交通事業者等のウェブサイトにおけるウェブアクセシビリティへの配慮や、駅のバリアフリー情報の提供）
- 人的対応・心のバリアフリーのさらなる推進（役務の提供）

## (3) 道路特定事業

### <事業実施後の状況>

- 道路特定事業は概ね計画通り事業が進捗した。
- 沿道施設の整備に合わせた歩道の勾配の緩和や、視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修、路側帯のカラー化、自転車通行空間の整備などが進んだ。
- 案内表示のさらなる充実や、坂道のバリアフリー化が進んだ。
- 自転車利用に関する制度・計画として、自転車の交通反則通告制度（青切符）の導入の決定や、文京区自転車活用推進計画の策定が行われた。
- 道路の状況について、アンケート調査における区民の満足度は10年前と同程度であるが、地域懇談会では、ハード整備による改善が実感されていた。
- 道路に対する区民ニーズは、整備未完了の路線における課題への指摘や、管理者境界部における連続的なバリアフリー化など、よりきめ細かな対応を求める意見が出されている。

### <さらなる改善のための提案>

- 未完了の特定事業の着実な実施
- 共通の配慮事項・最終評価を踏まえた特定事業の充実
- 沿道施設との連続性や道路管理者間の連携も考慮した特定事業の実施
- 自転車利用者の交通ルール遵守・マナー向上

#### (4) 建築物特定事業

##### <事業実施後の状況>

- 公共施設・民間施設において、トイレの整備（トイレの洋式化、男女共用トイレの整備、車いす対応トイレの増設など）や、エレベーターの整備、スロープの設置による段差解消、案内設備の整備などが進んだ。
- 職員・従業員等の研修や意識啓発、筆談具や案内表示の設置などの比較的实施しやすい事業は、早期に着手され、継続的に取り組まれている。
- 建築物の状況について、アンケート調査では、10年前と比較して全般に満足度が向上した。特に保健施設・病院の評価が大きく伸びている。
- 建築物への区民ニーズは、窓口対応やコミュニケーションに関する意見が出されている。

##### <さらなる改善のための提案>

- 未完了の特定事業の着実な実施
- 共通の配慮事項・最終評価を踏まえた特定事業の充実
- ハード整備のさらなる推進（一般トイレへのオストメイト対応設備の設置や、窓口における多様な利用者に配慮した環境整備）
- 情報のバリアフリーの推進（施設のウェブサイトにおけるウェブアクセシビリティへの配慮や、施設のバリアフリー情報の提供）
- 公立小中学校等のバリアフリー化の推進
- 各種基準・整備ガイドラインの改正を踏まえた整備の推進（車いす使用者用便所の複数化、車いす使用者用客席の設置数拡充及び同伴者席のスペース確保、車いす使用者用駐車施設の設置数拡充及び後部スペースの確保等）

#### (5) 都市公園特定事業

##### <事業実施後の状況>

- 主要な園路の平坦化や車止めの再配置、視覚障害者誘導用ブロックの設置、車いす使用者用トイレの整備、一般トイレへの機能分散などが進んだ。
- 施設のバリアフリー情報が掲載されたウェブサイト等が増え、トイレへの音声案内も設置されるなど、利用者への情報提供の充実が図られた。
- 公園の状況について、10年前と比較して区民の満足度が向上した。
- 公園に対する区民ニーズについて、車止めの配置やトイレの整備、緊急時の情報提供に関する意見が出されている。

##### <さらなる改善のための提案>

- 未完了の特定事業の着実な実施
- 共通の配慮事項・最終評価を踏まえた特定事業の充実
- ハード整備のさらなる推進（一般トイレへのオストメイト対応設備の設置や、窓口における多様な利用者に配慮した環境整備、車いす使用者用駐車施設の設置数拡充及び後部スペースの確保等）
- 情報のバリアフリーの推進（施設のウェブサイトにおけるウェブアクセシビリティへの配慮や、施設のバリアフリー情報の提供）
- 保全が必要な自然環境や文化財を含む公園におけるバリアフリーの推進（バリアフリー整備が困難な場合、代替となる施設整備や情報提供、利用支援の充実）

## (6) 交通安全特定事業

### <事業実施後の状況>

- 事業全体着手率及び短期・中期事業着手率ともに100%である。
- バリアフリー対応型信号機の整備が順次進められている。
- 横断歩道の維持管理やエスコートゾーンの整備、利用者のマナー、バリアフリー対応型信号機の整備・運用に関する区民ニーズがある。
- アンケート調査から、10年前と比較して、信号機等の整備が進んだことで、日常的に課題を意識する機会が減少したことがうかがえる。

### <さらなる改善のための提案>

- 今後も継続した道路管理者との連携や、当事者の要望に応じたバリアフリー整備（音響式信号機等やエスコートゾーンの整備）
- 整備後の適切な運用・維持管理
- 違法駐車車両に対する指導・取締り等の推進

## (7) その他の事業

### <事業実施後の状況>

- 後楽公園や御茶の水橋際公衆便所などの公園・公衆便所において、園路のバリアフリー化や案内表示の改善、トイレの整備等が図られた。

### <さらなる改善のための提案>

- 車いす使用者用トイレの弱視者でも内部の様子が分かりやすいようなコントラストの確保等

### 2.1.3 区全体の評価

旧基本構想の「心のバリアフリーの推進」に挙げられている取組例や、「区の特성에応じたソフト施策等の推進」で挙げられている事項について、実施状況を整理し、評価を行いました。

#### (1) 心のバリアフリーの推進

##### <区的主要な取組>

- 障害への理解を深めるための職員研修や人権研修の継続的な実施
- 区民等への心のバリアフリーの継続的な推進・啓発
- 公共施設における積極的な人的支援の実施やサービスの充実

##### <心のバリアフリーに関する現状>

- アンケート調査では、心のバリアフリーを意識した行動は高い割合で実施されていることがうかがえる。
- 当事者からは、公共交通での職員対応の充実や周囲の人からの声掛けの増加などを実感しているとの声が上がっている。
- 各施設において個々の利用者に合わせた対応が必要という意見が多く、合理的配慮への意識がうかがえる。

##### <さらなる改善のための提案>

- 今後も継続した心のバリアフリーの推進・啓発
- 民間事業者への教育啓発特定事業の積極的な設定の依頼

#### (2) 観光・情報のバリアフリー、公共サイン整備

##### <区的主要な取組>

- “開かれた議会”を実現するための取組の実施
- 施設の受付へのコミュニケーションツールの設置
- 図書館におけるだれもが楽しめる映画会の実施
- 「文京区バリアフリーマップ」の冊子及びデジタルブックの発行
- 観光リーフレットの多言語表記
- 高齢者向けスマートフォン講習会・相談会の開催等

##### <情報のバリアフリーに関する現状>

- ICTの普及により移動や施設利用に関する情報発信が充実してきているが、障害者にとっての使い勝手が十分配慮されていないとの指摘がある。
- 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（通称 読書バリアフリー法）」が施行された。

##### <さらなる改善のための提案>

- 今後も継続した取組の実施（情報格差の解消への留意）
- 利用者の実情に応じたさらなる情報提供・コミュニケーションの促進
- 学校における読書バリアフリーの推進

### (3) 坂道のバリアフリー

#### <区的主要な取組>

- 坂道や階段への手すりや助け合い意識を喚起する標識の設置
- 高齢者等が休憩できるようなお休み石の設置
- 滑りにくい舗装の整備

#### <さらなる改善のための提案>

- 今後も継続した取組の実施（標識の設置、休憩施設の設置、舗装の改善等）

### (4) 歩行空間の安全な利用

#### <区的主要な取組>

- 自転車通行空間の整備
- 放置自転車の撤去や自転車利用者への交通ルール・マナーの周知・啓発
- 区道上の不法占用物件（許可のない看板、商品、植木鉢等）への指導

#### <さらなる改善のための提案>

- 今後も継続した取組の実施（自転車通行空間の整備、歩きスマホや違法駐車車両に対する指導・取締り等の推進、自転車利用や歩行者のルール・マナー等の周知啓発）

### (5) バリアフリーに関する情報発信

#### <区的主要な取組>

- ホームページへの基本構想に基づく特定事業等の進捗状況の掲載
- 「文京区バリアフリーマップ」の冊子及びデジタルブックの発行

#### <さらなる改善のための提案>

- 今後も継続した取組の実施（特定事業等の進捗状況の公表）
- ホームページ等を活用した誰もが分かりやすい・使いやすいバリアフリー情報の発信
- 工事中や非常時の状況に応じたバリアフリー情報の提供

## 2.2 改定方針

最終評価を踏まえたバリアフリー基本構想の改定方針を以下に示します。

### 1 生活関連施設・生活関連経路の追加

#### ■区内の主要な施設を生活関連施設に追加

旧基本構想における生活関連施設の設定の考え方を踏まえた時点修正を行うとともに、バリアフリー法の改正で新たにバリアフリー化の対象になった公立小中学校などを生活関連施設に追加し、区内の主要な施設のバリアフリー化を推進します。

#### ■生活関連施設間を結ぶ経路を生活関連経路に追加

上記で見直した生活関連施設間を結ぶ経路を生活関連経路に追加し、区内道路等のバリアフリー化を図ります。

なお、生活関連経路は、文京区都市マスタープランの道路・交通ネットワーク方針との整合を考慮して設定し、広域的なアクセス利用や地域的な回遊利用まで有機的に結びつく、利便性の高い歩行者ネットワークの構築を図ります。

### 2 バリアフリー化の方針の充実

#### ■移動等円滑化に向けた配慮事項の更新

旧基本構想では、高齢者や障害者等を含むすべての人が利用しやすい施設の整備に向けて、公共交通や道路、建築物などの事業種別に「移動等円滑化に向けた配慮事項」を示し、バリアフリー化を推進してきました。

新たなバリアフリー基本構想では、各種移動等円滑化基準やガイドラインの改正内容(車いす使用者用便所の複数化、車いす使用者用客席の設置数拡充及び同伴者席のスペース確保、車いす使用者用駐車施設の設置数拡充及び後部スペースの確保等)、及びアンケート調査や地域懇談会等における区民意見を踏まえ、より充実した「移動等円滑化に向けた配慮事項」を示します。

#### ■地区別計画に関する基本方針の更新

旧基本構想では、都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部の重点整備地区別に「地区別計画に関する基本方針」を示し、地区ごとのバリアフリー化を推進してきました。

新たなバリアフリー基本構想では、地域懇談会における区民意見等を踏まえ、より充実した「地区別計画に関する基本方針」を示します。

### 3 特定事業等の取組の充実

#### ■新たな特定事業の位置づけ及び未完了事業・継続事業の推進

バリアフリー法において新たに位置づけられた「教育啓発特定事業」の追加や、改正された各種基準等への適合(車いす使用者用便房の複数化、車いす使用者用客席の設置数拡充及び同伴者席のスペース確保、車いす使用者用駐車施設の設置数拡充及び後部スペースの確保等)、新たな生活関連施設・生活関連経路等の特定事業の位置づけを図ります。

また、旧基本構想の特定事業等における未完了事業や継続事業の推進を図ります。

#### ■ソフト基準を踏まえた取組の推進

バリアフリー法の改正により、「公共交通事業者に対するソフト基準適合義務の創設」が規定されたことを受け、ハード整備のみならず、ソフト基準を踏まえた職員等による役務の提供や情報提供を推進します。

#### ■心のバリアフリーや情報のバリアフリーの充実

旧基本構想における心のバリアフリーやバリアフリーに関する情報発信について、福祉・教育等の取組との連携や、ICT等の活用を図りながら、より一層の推進・拡充を図ります。

### 4 当事者参画によるバリアフリー化の推進

#### ■施設整備における当事者参画の推進

建て替え時等には、各施設の利用状況に応じて、当事者の意見の聴収に努めます。

#### ■基本構想のスパイラルアップにおける当事者参画の推進

新たなバリアフリー基本構想における、特定事業等の実施状況の確認・評価等において、当事者参画における基本構想のスパイラルアップを図ります。